

仕 様 書

I 委託名

(仮称) 動物愛護センター整備基本計画策定業務委託

II 委託概要

本委託業務は、本市の狂犬病予防及び動物愛護に関する事業を推進するため、狂犬病発生時の犬の抑留施設としてのほか、人の危害防止の観点などから収容する犬猫等の収容を行う施設、収容した犬猫等の譲渡や市民への適正飼養の普及のための啓発を行う施設としての機能を備える現動物保護指導センターの老朽化及び機能の不足に伴う再整備を行うための基本計画を策定するものである。

III 委託期間

契約締結日の翌日～令和6年10月18日(金)

※中間報告期限：令和6年 7月31日(水)

IV 一般事項

1. 適用範囲

- 1) 本仕様書は、千葉市(以下、「発注者」という。)が再整備を予定している動物保護指導センターの基本計画策定業務に適用する。
- 2) 本委託は、本仕様書並びに千葉市契約規則に従い施行する。

2. 業務管理

- 1) 受注者は、受注した業務の履行に関し、業務の管理及び統轄を行う主任技術者を選任し、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。
- 2) 受注者は、契約締結後速やかに業務スケジュールを作成し、発注者の承諾を得なければならない。
- 3) 受注者は、業務の円滑な進捗を図るため、十分な経験を有する技術者を配置しなければならない。
- 4) 協議、打合せ事項等はその都度議事録を作成して発注者に提出し、承認を得なければならない。

3. 成果品の管理及び帰属

成果品の管理及び帰属は全て発注者とする。また、本業務の遂行過程及び完成後において、受注者がこれを利用もしくは公表することは一切認めない。

4. 秘密の保持

受注者は、業務上知り得た内容、情報等を他に漏らしてはならない。

5. 資料の貸与

1) 発注者が所有する資料について、受注者から本業務の遂行上必要となる資料の要求があった場合には、発注者の判断において貸与する。

2) 貸与を受ける受注者は、貸与資料の目録を作成するとともに、業務完了後、速やかに全貸与資料を目録とともに返納しなければならない。

6. 仕様書の解釈

1) 発注者は、監督員を置き、その氏名を受注者に通知する。

2) 本仕様書に明記されていない事項で、業務遂行上必要な事項については監督員と協議して行うものとする。

3) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合は、発注者と協議する。

7. 提出書類

1) 受注者は、作業の着手に先立ち下記の書類を提出すること。

- ①誓約書（契約に合わせて提出）
- ②委託着手届
- ③作業計画書（契約締結後14日以内）
- ④業務スケジュール
- ⑤主任技術者届

2) 受注者は、作業が完了したときに以下の書類を提出すること。

- ①委託業務完了届
- ②成果品納品書（検査完了後）
- ③成果品

8. 成果品

受注者が業務完了後に提出する成果品は、以下のとおりとする。

- | | | | |
|--------------------------------|-----|-----|-----|
| ①基本計画報告書 | A 4 | 左とじ | 20部 |
| ②資料編 | A 4 | 左とじ | 20部 |
| ③上記の電子データCDまたはDVD（ワード又はエクセル形式） | | | 2部 |
| ④協議・打ち合わせ記録簿 | | | |

9. 検査

受注者は、成果品について発注者の検査を受け、検査合格を得て業務完了とする。

10. その他

契約金額には、本委託業務に係るすべての経費（現地調査費用、参考資料、データ等の入手、消耗品購入等）を含むものとする。

V 整備施設の特徴

- ・当該施設は、千葉市全域を管轄とし、狂犬病予防法に基づく「犬の抑留所」としての機能と、動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動愛法」という。）に基づく「動物愛護管理センター」としての機能を兼ね備えた施設である。
- ・「犬の抑留所」としては、放れている犬を捕獲し抑留する施設である他、疑い例を含め狂犬病が万が一発生した際に人の安全を確保しつつ犬の隔離や鑑定を行う施設でもある。
- ・「動物愛護管理センター」としては、①やむをえず飼えなくなった犬猫、②市民などが保護した犬猫、③負傷した犬、猫、鶏、あひる、いえうさぎを収容し、必要に応じて治療し、管理し、元の飼い主へ返還するか新たな飼い主へ譲渡する施設である他、動物愛護思想や動物の適正な飼養方法の普及・啓発・指導・助言、動物取扱業者の規制などを行う施設でもある。
- ・収容した動物の検疫や治療を行うため、獣医療法に基づく診療施設として、診察室、レントゲン室、手術室、入院スペースなどを備える。
- ・その他の機能として、いわゆる野良猫による住環境の悪化などを防ぐための「飼い主のいない猫の不妊去勢手術事業」を行うため、一時的に猫を保管するスペースが必要となる。
- ・建築基準法上は「畜舎」に該当する。

VI 委託内容

1. 計画検討における基本的な考え方

動物保護指導センターの再整備を行うにあたり、「千葉市動物愛護管理行政のあり方（R 6. 3 策定）」（別紙 1）及び他都市の再整備状況を踏まえ、今後基本設計を行う上での条件整理を行う。

2. 委託内容

①施設の現況調査及び他都市事例の調査、資料作成

「千葉市動物愛護管理行政のあり方（R 6. 3 策定）」も踏まえ、現状の動物保護指導センターの課題を整理し、他都市事例との比較を行う。

【調査項目】

- ・業務内容
- ・施設面積・間取り（施設全体、諸室）
- ・診療施設（レントゲン室、診察室、手術室など）の医療機器の配置状況
- ・施設整備における住民説明等の課題

②課題の整理

①施設の現況調査・他都市事例の調査、資料作成を通じて、現在のセンターのもつ課題を整理する。

- ・業務上の課題
- ・建築・設備上の課題
- ・維持・管理・使用上の課題
- ・法令上の課題

③必要な機能等の整理・検討

現施設における課題整理から、新施設に必要な機能や諸室の規模等を整理する。

- ・新施設における実施業務の精査
- ・新施設における必要機能の精査
- ・施設全体及び各諸室の必要規模の精査及び算定
- ・関連諸室のグルーピングの検討
- ・建物の必要性能の検討
- ・必要設備の精査
- ・付帯施設、外構施設・設備の検討

④必要な機能等の整理・検討から、新施設の建築形態等の検討を行う。

- ・新施設の立地条件の検討（面積、土地形状、アクセスなど）
- ・建物形態・構造、設置期間等の検討
- ・事業手法の検討

⑤新施設の基本方針

上記の検討結果を踏まえ、新施設を再整備するにあたっての基本方針を示す。

⑥新施設のゾーニングの検討・概算費用の算出

上記の調査・検討の結果や基本方針を踏まえ、新施設の諸室のゾーニングや動線計画等を行う。

- ・配置イメージ図の作成
- ・建物ゾーニング図の作成
- ・配置及び建物動線計画の作成
- ・概算費用の算出

⑦基本設計を行う上での条件整理

上記の調査・検討の結果をもとに、今後、新施設の再整備に係る基本設計を行うにあたっての条件整理を行う。

VII その他

1. 計画策定上の留意点(施設の特異性)

多数の犬猫等を収容し返還・譲渡する施設、狂犬病発生時（疑い時を含む）の犬を隔離収容する施設としての特異性がある。

①法令適合性判定

②安全及びセキュリティの確保

- ・収容動物による職員及び来所者の危害防止
- ・収容動物の逸走防止
- ・災害、事故等発生時の緊急対応に必要な設備等の設置（避難経路、館内放送設備、緊急シャワー等を含む）
- ・不審者の侵入防止
- ・医薬品等の適正な保管管理
- ・施錠可能な廃棄物保管場所の確保

③収容環境の確保

動物種ごとに要求される収容室の環境等が確保されるよう関連法令等の基準も精査しながら確認すること。

④ 庁舎維持管理環境の確保

施設の設定備点検や緊急修繕等メンテナンスが容易に行うことのできる構造であること。

⑤ 事務作業環境の確保

必要な事務作業スペース及び公文書、所蔵図書等が適切に保管できるスペースが確保されること。

2. 中間報告

作成にあたっては、令和6年7月31日（水）までに中間報告を行い、発注者との協議を踏まえ成果品の提出までに必要な修正を行うこと。

3. その他

上記の委託内容に未記載の項目であっても、計画策定上別途必要な事項は調査・検討等を実施し、報告書に記載すること。